

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計 画 主 体	光 市

光市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 光市有害鳥獣対策課有害鳥獣対策係
所 在 地 山口県光市中央六丁目 1 番 1 号
電 話 番 号 0 8 3 3 - 7 2 - 1 5 1 4
F A X 番 号 0 8 3 3 - 7 2 - 6 4 7 0
メールアドレス yuugai@city.hikari.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンザル、ニホンジカ、アライグマ、ヌートリア、アナグマ、イタチ、タヌキ、カラス、カワウ、ウミウ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	山口県光市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害面積（被害量）	被害金額
イノシシ	水稲	2.87ha	3,567千円
	野菜	0.14ha	493千円
	いも類	0.43ha	937千円
	果樹	—ha	4千円
	マメ類他	0.37ha	87千円
ニホンザル	野菜	—ha	53千円
	いも類	0.01ha	10千円
	果樹	—ha	19千円
ニホンジカ	大豆種苗	—ha	—千円
アライグマ	—	—	
ヌートリア	水稲	—ha	1千円
	野菜	—ha	6千円
アナグマ	果樹・野菜類	不明	
イタチ	—	家屋などに侵入等	
タヌキ	野菜類	不明	
カラス	—	住宅地に営巣等	
カワウ	魚（アユ）の食害	不明	
ウミウ	建網の魚の食害	不明	
合計		3.82ha	5,177千円

(2) 被害の傾向

・イノシシ

鳥獣による農作物被害の大部分を占め、市内全域に出没し、人家付近まで活動するので、住民に恐怖感を与えている。

被害件数は、令和4年度76件、令和5年度28件、令和6年度32件であった。被害の減少・横ばいが見られるが、繁殖能力が高く、すぐに被害が増大するリスクがある。

・ニホンザル

特定のハナレザルによる住宅地出没が多発し、銃捕獲が不可で、わなを稼働しても捕獲できないため、対応に苦慮している。

被害件数は、令和4年度64件、令和5年度5件、令和6年度53件であった。この内、住宅地出没は、令和4年度54件、令和5年度3件、令和6年度40件である。

・ニホンジカ

目撃情報は少ないが、イノシシと同じく「指定管理鳥獣」であり、一旦、被害が生じれば少数でも被害面積は大きくなる傾向がある。

・アライグマ（外来種）

令和8年2月に光市室積東伊保木地区に設置したトレイルカメラに成獣が撮影される。今後、農作物や生活環境の被害の可能性が高い。

・ヌートリア（外来種）

ほぼ市内全域に生息を拡大しており、水稻や野菜類の食害がある。

・アナグマ

住宅地にも多く出没し、果樹・野菜類の被害や家屋床下等の浸入、側溝や自動車の下などにいるなどの情報がある。

・イタチ

家屋への浸入情報がある。

・タヌキ

野菜類の被害情報がある。

疥癬に罹患したタヌキの目撃情報もあり、住宅地での生息数はそれほど多くないと思われる。

・カラス

エサがあると大量に集まる傾向がある。

群れで収穫後の農地等に飛来する場合があります。また、春先の繁殖時期になる

と活動が活発化して住宅地等に営巣等の連絡がある。

・カワウ

川魚を捕食し、被害額は不明だが、相当あると思われる。ただし、島田川流域は銃猟禁止区域で民家もあるため、銃捕獲は不可。

・ウミウ

特に12月から4月にかけて建網のメバルやカサゴを食べるなどの被害が発生しているが、被害額は不明。

(3) 被害の軽減目標

対象鳥獣	指標	現状値 (令和6年度)	目標値		
			(令和8年度)	(令和9年度)	(令和10年度)
イノシシ	面積・被害	3.81ha、5,088千円	3.62ha、4,834千円	3.43ha、4,580千円	3.23ha、4,324千円
ニホンザル	面積・被害	0.01ha、82千円	0.01ha、78千円	0.01ha、74千円	0.01ha、70千円
ニホンジカ	面積・被害	—ha、—千円	—ha、—千円	—ha、—千円	—ha、—千円
アライグマ	被害情報	0件	現状維持	現状維持	現状維持
ヌートリア	面積・被害	—ha、7千円	—ha、6千円	—ha、6千円	—ha、6千円
アナグマ	被害情報	2件	被害の減少	被害の減少	被害の減少
イタチ	被害情報	0件	現状維持	現状維持	現状維持
タヌキ	被害情報	2件	被害の減少	被害の減少	被害の減少
カラス	被害情報	1件	被害の減少	被害の減少	被害の減少
カワウ	出没数	島田川に複数出没	出没数の減少	出没数の減少	出没数の減少
ウミウ	出没数	建網に複数出没	出没数の減少	出没数の減少	出没数の減少
合 計		3.82ha、5,177千円	3.63ha、4,918千円	3.44ha、4,660千円	3.24ha、4,400千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲体制 (1) 光市鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）、光市会計年度任用職員による主力捕獲を実施 (2) 自衛わな農家によるイノシシ等の捕獲を実施 (3) 小動物被害防止のため、捕獲許可をし、小型箱わなを貸出し。 ・ 捕獲機材購入 イノシシ用箱わな、小動物用箱 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施隊員数の増員 (1) 市内全域捕獲のためには増員が必要 ・ 猟友会員の減少 (2) 会員の高齢化による減少が続いている。 ・ 箱わなの増設 (1) 農地・住宅地等に出没する加害イノシシ捕獲強化 (2) 被害が深刻な地区へ迅速

	<p>わなを追加購入</p> <p>※箱わな イノシシ用 79基 小動物用 21基 サル用 7基 カラス用 2基</p> <p>※囲いわな サル用 2基</p> <p>・市職員の支援 実施隊へ情報提供や捕獲依頼し、状況により箱わな運搬・設置を支援 警察や実施隊と連携し、追い払いを実施</p>	<p>な箱わな供給</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>・市による防護柵補助 柵購入費用の一部補助（1／2）</p> <p>・国交付金による柵設置 大和地区（塩田佐田等）にイノシシ用侵入防止柵を整備</p>	<p>・効果の周知 確実な被害防止と捕獲効率向上を周知。</p> <p>・設置促進 補助金で負担軽減し、設置を促す。</p>
<p>生息環境管理その他の取組</p>	<p>・耕作放棄地の改善や放任果樹の伐採等</p> <p>・家庭ごみの適切な処理の周知</p> <p>・道路沿い（市有地）のヤブ伐採等による交通事故防止</p> <p>・被害防止技術等に関する知識の普及</p>	<p>・生息地管理の周知・実行 人と有害鳥獣のすみ分けは捕獲のみでは困難</p>

（５）今後の取組方針

1 取組方針

被害軽減のため、国や県の交付金等を活用しながら、山と里、藪と農地等の境目辺りを重視した「捕獲・防護・生息地管理」による総合的な取り組みを行う。

具体的には「光市鳥獣被害防止計画」を捕獲者や農業者に周知し、当該計画を基幹として実行することにより解決を図る。

2 有害鳥獣を主体とした取組

有害鳥獣たるイノシシ等は、農地や住宅地等に出没するものを言い、当該個体に的を絞って取り組む。

(1) 捕獲について

・山と里、藪と農地等の境目辺りに箱わなを設置・稼働し、年間を通して捕獲圧をかけることで農地等への出没を防ぐ。また、被害が深刻な地区はわな

を増設する。

・山などに生息する被害を生じさせないイノシシも、数が増えると農地や住宅地等に出没するため、捕獲が必要。

・令和8年2月に生息が確認されたアライグマは、数が少ないうちに早めに捕獲を行う。

(2) 防護について

防護柵は農作物被害防止に対し、捕獲より即効性と確実性があるだけでなく、箱わな捕獲率も向上するため、推進する。

(3) 生息地管理について

・捕獲だけでなく、農地や住宅地等にイノシシ等が出没しにくい環境を考慮し、生息地管理を推進する。

・特に人と有害鳥獣生息区域の境目の誘因物を排除し、メリハリをつけて管理する。

3 国や県の交付金等の活用

防護柵や捕獲機材を充実し、ICT機器の追加や緊急捕獲等の検討をする。また、捕獲を行う会計年度任用職員の人件費も含め、実施隊関連の経費等に対する活用も検討する。

4 持続的な捕獲体制の推進

地区猟友会と連携し、実施隊員の増員を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

・実施隊による主力捕獲

銃器及びわなによるイノシシ・ニホンザル・ニホンジカ捕獲を引き続き行う。また、アライグマ等の捕獲も実施する。

・市職員の協力

実施隊に情報提供を行い、捕獲のサポートをする。

必要があれば実施隊と連携し、箱わなを迅速に設置・稼働する。

住宅地等にイノシシやサル等が出没した場合、警察や実施隊と連携し、追い払いを行う。

・自衛わな農家による捕獲

農作物被害軽減のため、自ら耕作する農地等に限定した捕獲許可を行う。

・地元自治会によるサル捕獲用大型囲いわなの管理委託

「サル大型囲いわな」を設置している地元自治会にエサやりや草刈りを委託し、捕獲を継続する。

・小型箱わな貸し出しによる捕獲

アライグマ・ヌートリア・アナグマ・イタチ・タヌキの被害を防ぐため、住宅敷地等に限定した捕獲許可を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ ニホンザル ニホンジカ アライグマ ヌートリア アナグマ イタチ タヌキ カラス カワウ ウミウ	<ul style="list-style-type: none"> ・「イノシシ用箱わな」及び「小動物用小型箱わな」を購入し、有害鳥獣捕獲に活用する。 ・実施隊に箱わなを無償で貸し出し、捕獲報償費等により捕獲を推進する。 ・自衛わな農家に箱わなを無償で貸し出し、「箱わな」や「くくりわなの資材」購入の際は約1/2補助して農業被害の軽減を図る。 ・ICTやトレイルカメラ等を捕獲に活用する。 ・新規狩猟免許取得費一部助成し、捕獲者減少の歯止めを図る。
令和9年度	同上	同上
令和10年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>鳥獣保護管理法第1条の趣旨を踏まえ、農地や住宅地等に出没する加害イノシシ等が消滅し、かつ、山中のイノシシ等も過剰に生息しないことを目標に捕獲計画数等を設定する。</p> <p>具体的には、農林水産業や生活環境被害の発生時期・場所・被害の軽重等や近年の捕獲実績及び生息状況を総合的に考慮し、光市有害鳥獣捕獲対策協議会の協議で承認されたものとする。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	300頭	300頭	300頭
ニホンザル	10頭	10頭	10頭
ニホンジカ	5頭	5頭	5頭
アライグマ ヌートリア タヌキ イタチ アナグマ	計25頭	計25頭	計25頭
カラス	10羽	10羽	10羽
カワウ・ウミウ	10羽	10羽	10羽

※ウミウは県捕獲許可

捕獲等の取組内容

・イノシシ

鳥獣保護区を含む市内のほぼ全域で、年間を通して銃器・わな等による捕獲を実施する。

被害が多少減少しても箱わな等の稼働数が減ると、2年程度で住宅地等（銃使用は不可に等しい）に頻出する傾向があるため、捕獲圧をかけ続ける。

山中のイノシシも増え過ぎると農作物を荒らす個体が生じるため、捕獲によりバランスを図る。

・ニホンザル

群れでの出没はほぼ無いが、人身被害の可能性もあるので捕獲を継続する。また、住宅地等に頻出する特定のハナレザル（わな捕獲は非常に困難）は、捕獲だけでなく、早めに強力な追い払いを行う。

・ニホンジカ

目撃情報は少ないが、被害の可能性が高く、数が増える前に銃器・わなによる捕獲を行う。

・アライグマ

目撃情報はトレイルカメラのみであるが、天敵はおらず、繁殖能力が非常に高いため、小型箱わなによる捕獲を行う。

・ヌートリア

外来種でほぼ市内全域に生息しているため、小型箱わなによる捕獲を行う。

・アナグマ、イタチ、タヌキ

被害住民等に小型箱わなを貸し出し、区域・期間を限定した捕獲を行う。

・カラス

安易に銃等の捕獲を実施するのではなく、カラスを誘引するゴミなどの対策も留意する。被害が減らない場合は、区域及び期間等を限定した捕獲を検討する。

・カワウ

被害防止のための追い払いを行い、それでも効果が不十分な場合は、捕獲を検討する。

・ウミウ

建網の漁業被害があるため、他の希少鳥獣飛来を確認し、状況によっては捕獲を検討する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	柵の種類	整備内容		
		令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンザル アライグマ アナグマ タヌキ等	電気柵	電気柵 4,000m	電気柵 4,000m	電気柵 4,000m
	ワイヤーメッシュ柵	ワイヤーメッシュ柵 2,000m	ワイヤーメッシュ柵 2,000m	ワイヤーメッシュ柵 2,000m
	金網柵	金網柵 1,856m	金網柵 2,000m	金網柵 2,000m
	ネット柵	ネット柵 600m	ネット柵 600m	ネット柵 600m
	トタン柵	トタン柵 200m	トタン柵 200m	トタン柵 200m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンザル アライグマ アナグマ タヌキ等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国交付金を活用した侵入防止柵は農事組合法人が維持管理 ・ 目視等による防護柵の状況確認 ・ 市補助金を活用した補修等 ・ 加害獣の突破を予防し、保守のための草刈り等 ・ 捕獲や追い払い 	同左	同左

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ ニホンザル アライグマ アナグマ タヌキ等	1 生息地管理について (1) 住宅地や農地に隣接し、加害獣が生息する可能性の高いヤブの除去、放任果樹の伐採 ※有害鳥獣が出没しにくい環境を確保し、人家等から離れた場所に箱わなが設置できるようにする。

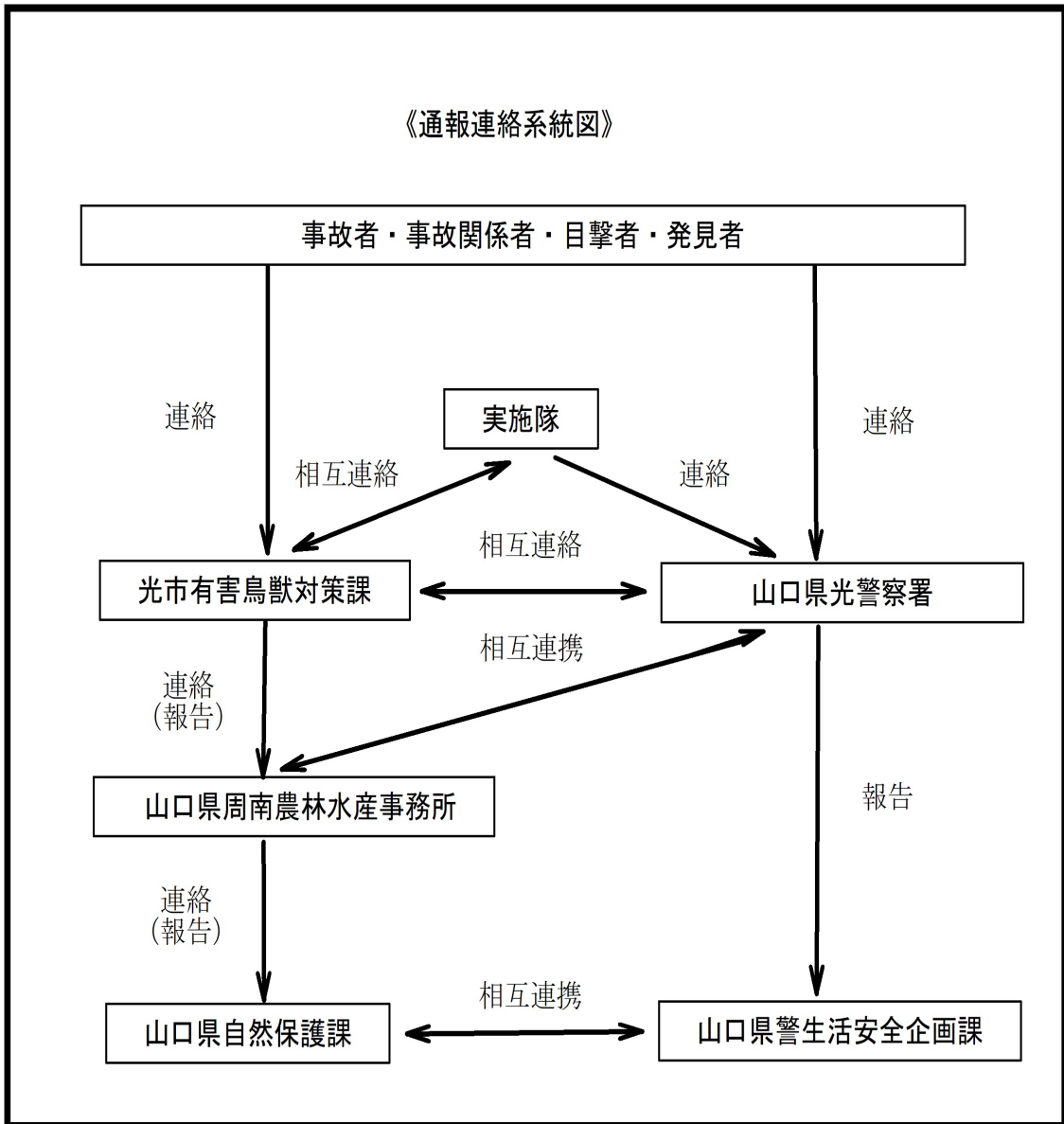
		<p>(2) 出沒地区における野菜くずなどの家庭ゴミの適正な処理</p> <p>(3) 耕作放棄地の改善</p> <p>(4) イノシシと車両の衝突事故が多発している道路沿い市有地のヤブ伐採等</p> <p>(5) 有害鳥獣が農地や住宅地から離れた場所に生息するための追い払いの実施</p> <p>2 被害防止対策の周知・普及</p> <p>(1) 担当職員による被害防止策の説明</p> <p>(2) チラシ・パンフレット・市HPによる被害防止策の周知</p> <p>(3) 農家や自治会等に対し、被害防止のための「出前講座」を実施</p> <p>(4) 被害多発地区で集落環境調査を行い、専門家の指導の基に、処方箋としての「被害防止活動計画」を作成</p> <p>(5) 担当職員は各種研修に参加し、常に最新知識の習得に努める。</p>
令和9年度	同上	同上
令和10年度	同上	同上

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
光市有害鳥獣対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・被害確認、現地調査、関係機関への連絡・調整 ・住民への注意喚起等の広報活動 ・光警察署や実施隊と連携し、住宅地等に出没したイノシシ・ニホンザル等の追い払い ※対応する市職員等は原則2名以上 ・その他の被害防止対策
山口県光警察署	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の安全確認、関係機関へ連絡・調整 ・住民への注意喚起等の広報活動
実施隊	<ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲活動等 ・市職員へ情報提供及び助言・勧告
山口県周南農林水産事務所	有害鳥獣捕獲や被害防止に関する情報提供及び指導・助言

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

- ・現場に放置することなく、埋設・焼却・食肉（自家消費含む）等適正に処理する。
- ・錯誤捕獲された個体は、原則として放鳥獣する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	近隣市町での広域的な取組を検討する。
ペットフード	同 上
皮革	同 上

その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	同上
--------------------------------------	----

(2) 処理加工施設の取組

近隣市町での広域的な取組を検討する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

研修等を活用し、関係団体等に周知を図る。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	光市有害鳥獣捕獲対策協議会
構成機関の名称	役割
光市有害鳥獣対策課	・事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整 ・有害鳥獣関連の情報等の提供
山口県光地区猟友会	・有害鳥獣関連の情報等の提供 ・光地区猟友会会員へ実施隊加入の推薦
山口県農業協同組合（光支所）	・有害鳥獣関連の情報等の提供
山口県農業協同組合（大和支所）	・有害鳥獣関連の情報等の提供
山口県農業共済組合	・有害鳥獣関連の情報等の提供
山口県東部森林組合光事業本部	・有害鳥獣関連の情報等の提供
光市農業委員会委員	・有害鳥獣関連の情報等の提供
山口県鳥獣保護管理員	・鳥獣の保護及び管理の観点から、有害鳥獣関連の情報等の提供
山口県漁業協同組合（光支店）	・有害鳥獣関連の情報等の提供
山口県周南農林水産事務所	・有害鳥獣関連及び被害防止等の情報提供
山口県光警察署	・有害鳥獣出没情報の提供・共有 ・銃刀法に関する説明・指導

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
山口県自然保護課	・鳥獣保護管理法に関する説明・指導 ・有害鳥獣捕獲及び被害防止等の情報提供 ・サル人身被害に伴う麻酔銃捕獲の助言
山口県農林水産政策課	・鳥獣被害防止特別措置法に関する助言・指導 ・有害鳥獣関連事業の情報提供・助言 ・捕獲鳥獣処理に関する情報提供・助言

山口県農林総合技術センター	専門知識に基づいた助言・説明
山口県警生活安全企画課	猟銃・捕獲に関する指導等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度4月に設置し、当初は市職員のみでの編成であったが、令和7年度4月から捕獲隊から実施隊に全面移行し、新たに加わった隊員も含め、捕獲を実施 ・牛島や大和地区など捕獲が手薄な地区は、狩猟免許を有する市の会計年度任用職員が捕獲を実施。 ・被害防除や生息地管理も考慮し、防護柵や誘引物除去などを説明し、わな架設の検討や追い払いを行い、被害防止に取り組んでいる。 <p>令和8年1月1日現在隊員数（民間隊員24名、市職員7名）</p>
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

<ul style="list-style-type: none"> ・実施隊員の増員について <p>令和7年度における光地区猟友会員数は56名で、隊に所属しない会員数は28名となっている。</p> <p>隊員は地区猟友会員の半数で、光市会計年度任用職員が捕獲を補う状況であるため、地区猟友会と増員の協議を進める。</p>
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

<p>県や関係機関と連携し、国交付金等事業全般を考慮しながら「地域ぐるみ推進活動」等の被害防止に有効な手法を活用する。</p> <p>また、高齢化による捕獲員の減少は全国的に顕著な事実であり、有害鳥獣捕獲の担い手の確保や育成が必要。</p>
--